

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成28年6月17日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者	吉井隆平	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	蛭原意	（千葉地方裁判所刑事第1部判事）
裁判官	斉藤仁美	（千葉地方裁判所刑事第1部判事補）
検察官	大谷潤一郎	（千葉地方検察庁検事）
検察官	太田恭介	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	松田浩一	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	須藤博文	（千葉県弁護士会所属）
補充裁判員経験者	1番	男
裁判員経験者	2番	女
裁判員経験者	3番	男
補充裁判員経験者	4番	女
補充裁判員経験者	5番	男
裁判員経験者	6番	女
裁判員経験者	7番	女
裁判員経験者	8番	男

議事要旨

別紙第1のとおり

(別紙第1)

【司会者】

それでは皆様、定刻になりましたので、始めてまいりたいと存じます。

8名の経験者の皆様におかれましては、お忙しい中、裁判所に足をお運びいただきまして本当にありがとうございます。

私は今日の司会を務めさせていただきます千葉地裁の刑事1部の裁判官をしております吉井でございます。裁判官になりまして23年目でございます、千葉地裁には昨年の4月から勤めております。

裁判員裁判は千葉地裁を含め二つの裁判所で20回やっております、どの事件でも裁判員や補充裁判員の方々からいろいろと興味深いお話を伺ってまいりました。今日もいろいろなお話を伺うのを楽しみにさせて頂いておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、この会には私以外に二人の裁判官と二人の検察官、そして二人の弁護士の方々も同席されておりますので、初めにこれらの方々から順次自己紹介を頂きたいと存じます。

では裁判官からどうぞ。

【蛭原裁判官】

皆さんこんにちは。裁判官の蛭原と申します。私は裁判官になって16年目でございます、これまで東京、大阪、そして去年4月からこちらの千葉のほうに参りまして、それぞれ裁判員裁判を経験してまいりました。

やはり裁判員裁判をやっておりますと、裁判官だけでは気付かないようなことというのがいろいろあるのだなということをいつも思います。そういった意味では、評議室で皆さんとお話しさせていただくことを非常に楽しみにしておりますけれども、今日はそういった個別の事件とは離れて皆様からお話を伺うことで、今後の仕事をするに当たって多くのヒントを頂けるのではないかというふうに期待をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

【齊藤裁判官】

皆さんこんにちは。裁判官の齊藤と申します。私は昨年1月に裁判官になりまして、今2年目です。

裁判官になったときから千葉でお仕事をさせていただいております。裁判員の方々とは何件も事件をやってまいりましたが、どの事件でも裁判員の方々から貴重な御意見を頂いて大変参考になっております。今日も皆様からいろいろなお話を伺って今後の執務に生かしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会者】

検察官、どうぞ。

【大谷検察官】

検察官の大谷でございます。

私は千葉のほうにはこの4月から勤務をしておりますので、まだ千葉での裁判員裁判の経験がそれほどないのですが、本日は皆様から是非忌憚のない御意見を伺いまして、今後の検察官としての活動に役立ててまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【太田検察官】

検察官の太田と申します。昨年4月からこの千葉の検察庁で執務をしております。今年で千葉は2年目になります。

主に裁判でこういった裁判員裁判を担当させていただいておりますので、皆様から今日は検察官の訴訟遂行とかについて、この辺をこう改善してほしいという点があれば、是非おっしゃっていただけたら今後の執務の参考にできるかなと思って楽しみにしておりますので、よろしくお願いいたします。

【司会者】

弁護士の方々からよろしくお願いいたします。

【松田弁護士】

弁護士松田と申します。よろしく申し上げます。

私は弁護士としては今年で6年目でございます。千葉県弁護士会に所属しております。その会の刑事関連の委員会に所属しております。あと、日弁連という全国組織がありまして、その日弁連の刑事関連の委員会にも所属しております。

裁判員裁判については、覚せい剤の密輸事件の経験がございます。

今日は法廷以外で裁判員の方の御意見を聞くという貴重な経験をさせていただきまして、今後の弁護活動に役立てられればと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【須藤弁護士】

弁護士の須藤と申します。私は弁護士になってから3年目になります。

私は、裁判員裁判としては3件受け持ったことがあります。

今日は皆さんの忌憚ない御意見をお聞かせいただき、弁護人としての公判活動等を行っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会者】

今、それぞれの方の自己紹介にもありましたように、今日の会は、裁判員、補充裁判員をお務めいただいた方々から御自分の御経験ですとか、御経験に基づく御意見を伺いまして今後の裁判員裁判の改善につなげていきたいという趣旨で開催されているものでございます。

今回のテーマとしましては、審理の分かりやすさですとか、事件の争点について判断が難しいというようなことがもしあったとしたら、そういったことの原因は何なのかといったような事柄につきまして、皆様方から御経験を踏まえた御意見を伺うこととさせていただければと思っております。

また、そのほかに皆様方から何か御提言等ありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速あらかじめ配付させていただいております別紙第2記載の話題事項の1番でございますが、裁判員をお務めになられた全般的な感想を、どのよう

な事件についてお仕事をされたかということをお紹介いただきながら、それぞれ伺ってまいれたら有り難いなと存じます。

【1番】

私は強盗致傷等の事件を担当しました。

私はもう定年なのですが、それまで行政職にいまして、裁判にも証人として出ておりますので、どんなものか一応分かっていたのですが、行政職ですから、どうしても検察官のほうの考え方になってしまうわけですね。外国人の事件でしたが、やはり弁護人の方の意見とか裁判官の意見とかいろいろなのを聞きまして、こういうところもあるのかということ、意見がちょっと変わってきましたので、非常に良い経験をさせていただきました。

【2番】

事件の内容については申し訳ないですが、1年前ということではっきり詳しくは全てを覚えていません。

ただ、初めて裁判員に指名されたときには、どういったことをさせられるのかということで、まず最初に不安なところからスタートをして、今度はどういった事件に関わる話合いに入るのかなというところで参加させていただきました。

私は、麻薬、コカインなどを密輸するという事件に関わったのですけれども、命に関わる裁判でなくてよかったなというのが本音と申しますか、人ごとではないのですけれども、結構冷静に裁判員制度に参加することができたかなと思っております。

当時、裁判長に当たっていた方もとても詳しく分かりやすく説明してくださったので、事件の内容を分かりやすく把握することができました。

私が裁判員に参加してちょっと悩んだことは、まるで素人なので、どれだけの罪を犯したものに対して何年間刑務所に入れたらいいのかとか、そういった過程に当たるものが判断できないのです。それについてもグラフをもってそのときに、今までの過去の例としては何年ぐらいの刑に処する、あるいは罰金が幾らであったと

ということが紹介されていたので、結構ためになったなと思いました。

結果的には参加させていただいてとてもよかったと思っております。どうもありがとうございます。

【3番】

私が裁判員として参加させていただきましたのは、やはり麻薬の密輸事件でしたが、テレビでいろいろと裁判の内容というのは見たりしているから、テレビと同じかなとは思っていたのですけれども、実際見ますとやはり中身はほとんど変わってはいないようにも見えましたね。

ただ、殺人事件と違いまして、麻薬といいますと我々から見るとちょっと遠いところの存在のように感じてしまうのですね。ですから、先日もスポーツ選手のがありましたけれども、誰かがそれを持ち込んでいってしまうとそういう大きな問題になるのだなということは常々やはり頭の中でも考えてはいるのですけれども、我々から見るとやはりちょっと遠いところの話かなと思いました。

我々にはそういう知識についてはあまり関心を持っていない、そういったのが一つの落とし穴になるのかなと感じました。

何回か法廷で審理をさせていただきましたして、検事さん、弁護人の方々からいろいろ話をしますが、基本的に通訳の方が話はしてくれますけれども、我々はそういった場所に慣れていないものだから、何かつかみづらいようなところもありました。これはやむを得ないというふうにも思うのですけれども、麻薬ということは本当に大きな問題で、若い者にとってこういうことは絶対だめだよと、そういったことを思い起こさせるためにも良い勉強になったのではないかなというふうに思っております。

【4番】

私も覚せい剤の密輸に関しての裁判を携わらせていただきました。五日間という期間でしたけれども、毎日とても今までに経験したことのない緊張感を持って臨みました。

話合いの中では、今まで使ったことのないような言い回しであったり、言葉使いであったり、そのような経験をさせていただきまして、とても貴重な経験であり、よかったなと思っています。

もう一つ、事件の内容からしまして、心理的なものが残らないようにという配慮もありましたけれども、引きずってしまったり、不安定になったりすることも全くなく、今まで過ごしております。そのような後々までの配慮も頂いたことは、やはり裁判員としてのいろいろなことをそこまで考えてくださっているということがとてもありがたく、安心して臨むことができました。

【5番】

私も覚せい剤取締法違反ということで、外国人の事件の裁判に携わらせていただいたのですが、特に外国人の場合、先ほどもお話が出たかもしれませんが、通訳を介しての話ということもありまして、だんだん陳述等を聞いていると、聞けば聞くほどよく分からないような、それまでの経緯だとか、それが運び屋としての役割だとか、非常に分かりづらい事件でした。大変不謹慎な話ですけども、未然に覚せい剤を拡散せずに捕まったわけなので、明確な被害者がいないという点において、例えば傍聴席に被害者の方が来ていたりだとか、証人で被害者の親族の方が来ていたりとか、そういうようなことがなかったのも、補充裁判員としての心理的ストレスも感じずに済んだかなというふうに思っています。

あと、事前の書類で勉強していなくても大丈夫ですよみたいな話だったのですが、やはり勉強しないと分からないのではないかという不安が非常にあったわけなので、当時の裁判長以下、3名の裁判官の方から非常に平易な、誰でも分かるような解説をしていただいたり、我々に分かりやすい表現をしていただいたということに関しまして大変感謝申し上げます。

【6番】

私も、他の方と似ているのですけれども、外国の方が体内に覚せい剤を所持されて空港で発見されたというケースに関わらせていただきました。

前の方と結構重複するのですが、裁判のことを何も分からなくて来て、結構不安だったのですけれども、いろいろ説明してもらいながら話し合わせて頂いたという状況で、比較的安心してできました。

話し合いについてなのですけれども、比較的自分のグループは年齢層がいろいろで、高齢の方は話が比較的ゆっくりで考えるのもゆっくりでという人もいれば、すごく若くててきぱきしていてという人もいました。その中で結局多数決という形でいろいろな話し合いとかはある程度の時間の中でやらなければいけないので進めていきました。

【7番】

私も覚せい剤取締法違反ということで、麻薬の密輸ということで出ささせていただきました。

全体的な感想としては、裁判員裁判に出てすごくよかったなという印象です。裁判官の方もすごく気を遣っていただいて、皆さんの意見を取り入れたり、法廷では検察官、弁護人の方も非常にはっきりと発言されていらっしゃいましたし、非常に分かりやすかったかなと思います。

私は外国の方の判決だったのですけれども、通訳の方がいらっしゃいまして、非常にその点は分かりやすく通訳もされていまして、被告人の方の家庭状況とかもすごく精細に分かりましたので、そういう被告人の生活のところも見て、総合的に判断して判決が出たのかなと思います。

すごく印象に残っているのは、通訳の方が家族の方からの手紙を読んで泣いていらっしゃったのですね。裁判というと非常に冷静で皆さんどういふ判決するかみたいな感じで冷たい印象があったのですけれども、そうではなく、いろいろと総合的な判断をしているのかなということ、そこが自分の中で印象的なことでした。

最終的には殺人とか虐待とか、そういった内容の裁判に携わらなかったのも、その点は精神的にも今、普通に生活もできていますので、非常によかったかなと安心しています。

【8番】

私も覚せい剤取締法違反ということで、裁判員をやりました。同時期に裁判員候補者になった人が職場にいまして、そういう意味で非常に裁判に対する意識というものが深まったのではないかとは思いますが。

実は私は医療関係の仕事をしていまして、感想としては日常的に私は麻薬を処方する立場にいるのですけれども、覚せい剤とか麻薬とか、あるいは大麻とかあへんとか、それぞれの合成試薬とか、いろいろ法律が違うものがあるところで、皆さん結構総じて何となく怖いものだというような意識しかないというようなことは感じました。

麻薬を処方している立場から言うと、別に麻薬を使ったから、あるいは覚せい剤を使ったからといって直ちに依存性があるとか、あるいは中毒になるというようなことではなくて、一番私が怖いと思っているのは、ただでさえ過労をさせているようなブラック企業の手に入ったときに使われる社会的な害悪が一番大きいと思います。本人の依存であるとか、反社会的勢力の資金源になるとか、そういったようなこともそうなのですけれども、一番怖いのはそういう社会的な害悪、つまり、知らないうちに例えば覚せい剤を使わされて働かされるような人がたくさん出てくるということを私は危惧して、この覚せい剤取締法があるのかなというふうに理解しているのです。

皆さんがおっしゃったように、密輸に関しては基本的には被害者がいない、未然に防ぐことができたということにはなるのですけれども。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、いろいろなお話を頂きましたが、そのお話の中にも、分かりづらいたちころがあったりとか、慣れないところがあったりとか、通訳を交えていることによる難しさとか、いろいろな審理の分かりやすさや判断の難しさに関連するようなお話が既に出てきておりますが、今日は正にそこをテーマにして、これからいろいろ

とお話を伺わせていただきたいと思います。とお話しております。

話題事項としてあらかじめお配りした紙にもありましたが、幾つかの手續段階を追って、裁判の流れに沿いながら、この辺はどうだったですかというあたりを皆様に伺えればと思っているところでございます。

一番最初は冒頭陳述ということで、最初に起訴状が朗読されて、それについての被告人の、あるいは弁護人の意見を聞いた後、検察官、弁護人がそれぞれお考えになっている事件のあらましとか、その後の証拠調べで皆様方に注意してほしいところ、こういったようなことを冒頭陳述という名前で御説明になっていたかと思いません。

これはその後の証拠調べを皆様方に分かりやすく聞いていただくため、見ていただくために行っているものかなというふうに思っておりますけれども、この辺がうまく功を奏していたかどうか、その後の手續をやっていく上で、よく分かるきっかけになったといったような感じだったかどうか、それとも逆にもう少しこういうところが工夫されているとよかったなというところがありましたら、お話を伺わせていただければと思っております。

ここから先はどなたからでも結構でございますので、お話を伺えればと思えます。

【1番】

私の場合は、共犯事件で非常に難しかったのです、共犯と強制わいせつで。それで、ちょっと思ったのですが、二人を別の審理でできなかつたかなと思ったのです。別で審理されたら、もうちょっと本当のことをお互いに話すのではないかなと思うのですよ。

あと、期間が短かったですね。もうちょっと時間を費やしたほうがよかったのではないかと思います。要するに被害者は女性です。別室でモニターを見ながらやったのですが、もうちょっと女性の意見も聞きたかったですね。その辺をもうちょっと引き出してやればもうちょっと本当の真実が出てきたのではないかと思います。

それで、確認したら、控訴で判決が決まったみたいなので、ちょっと審理的に短

かったのではないかなと私は感じました。

【司会者】

今、1番の方がおっしゃっていただいた事件なのですけれども、お金を奪おうという目的で二人組が通行中の女性を襲った事件だったのですかね。

そのような事件をやる上では、一緒にやるのはどうだったかというお話もありましたけれども、例えば被害女性を証人として呼んだかと思うのですけれども、2回呼びすることにひょっとしたらなるかもしれないのですね。この辺がちょっとまた悩ましいところかなというところがありますし、また、分けてやると、証拠関係がそれぞれ別々になる可能性があるのですけれども、そうすると、同じ一つの一連の事件なのだけれども、別々の材料で判決をするということになるので、最終的な判断がちょっと分かれてしまう可能性とかもひょっとしたらあるかもしれません。それよりはやはり一遍に一つのチームで両方の総合的な御判断を頂けると有り難いなどというようなことを考えたりして、そういう被害者の問題と、共犯者同士の判決が食い違ったりしないようにするというような、例えば共犯者のうちのどちらが悪いのかとか、そういったようなところが、一方ではこちらが悪いと言い、他方では逆のほうが悪いと言うみたいな感じになったりというのを懸念するものですから、一緒にやったりすることもありますし、今、おっしゃったように別々にやるということもしばしば行われていることかとは思いますが、この事件の場合はたまたまそういったような考慮が多分あったのかなと、これは私の推測なのですけれども、というような感じかなと思いました。

【1番】

ありがとうございました。よく分かりました。

【司会者】

それでは、他に冒頭陳述の関係で何か御意見があるような方がいらっしゃれば、できればお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

何しろ1年ちょっとぐらい前の話なので、一つの手続きを取り上げて、そこでピン

ポイントでどうだったかというふうに尋ねられても、正直ちょっとうまく答えられないというふうなところもあるのかもしれませんが。

そうすると、もう少し的を広げて、手続全体、証拠調べとかも含めて、この辺がもうちょっと工夫があるとよかったとか、基本的に分かりやすかったなというところについてはいかがでしょうか。

そういう意味では、この後の手続としては、冒頭陳述だけではなくて、その後、証拠書類の取調べとか、あるいは証人尋問ですとか、被告人質問とか、そういったそれぞれの手続があるかと思うのですけれども、少し的を広げて皆様方から感想を伺えればというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

メールとか、写真とか、何か御覧になった方は多々いらっしゃるかと思うのですけれども、メールの取調べの関係などでちょっと分かりにくかったとか、たくさん見せられてちょっと困ったとか、逆に結構よく内容を理解できたよというようなところなどについてお話を伺えればと思うのですが、どうでしょうか。

【8番】

メールなどの英文のものが和訳されていたのですが、翻訳が下手でありあまりよく分からなかった部分があったかなという気がしました。もともとの文意を酌めるような翻訳が本当はもうちょっとあるのかなという気はしたのですけれども、これはある程度まし方ないかもしれないですね。

【5番】

検察官側も弁護士側も私はちょっとびっくりしたのですけれども、レジュメを使って御説明なされているということで、非常にそれが傍聴人も分かりやすく、私は補充裁判員だったのですけれども、裁判官、裁判員、補充裁判員というところで、非常に平易にどういうことだからこうなのですよというような、法律用語をただ並べただけというような素人には分かりづらいようなことではなくて、レジュメにパワーポイントみたいな形で書類をお出しになられているので、非常に分かりやすい裁判だったなという所感を持っております。

【司会者】

レジュメというのは冒頭陳述とか論告とか弁論のところですかね。

【5番】

そうですね。

【司会者】

なるほど。そのこのところの説明が非常に分かりやすかったという話ですね。

他にはいかがでございましょうか。そういう感じで御指摘を頂けると有り難いと思いますが。

【8番】

多分先入観を抱かせないという意味で、入廷をするときに裁判官の方が先に入って、被告人が入って手錠、腰縄をとった状態で裁判員が入廷するというような形になっていたと思うのですが、入ってきたときの具合なども本当は見たいので、先入観というのは確かにあるのですけれども、最初から入れていただいてもいいのかもしれないなどは少し思いました。

【司会者】

ありがとうございます。ちょっと今後考えてみたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

何か検察官や弁護士のほうから実際に裁判員、補充裁判員として御経験になられた方々に対して、こういうようなことをやっているときの感想はどうでしょうかみたいなことで御質問いただくようなことがあってもよろしいのかなと思いますが、何かこういうあたり感想を聞いてみたいというようなところはございますか。

【大谷検察官】

例えば供述調書の朗読は、一般的に私どももなるべく単調にならないように、ある程度抑揚をつけたりして朗読等をさせていただくのですが、そういう供述調書の朗読というものを御経験されたときに、そのときの検察官の読み方ですとか、長くて退屈したとか、抑揚、めりはりがついて分かりやすかったとか、そういった何か

御意見、御感想があれば教えていただきたいと思います。

【司会者】

いかがでしょうか。共犯者でも結構でしょうし、被害者でも結構でしょうし、目撃者や関係者、あるいは被告人のものもあつたかもしれませんが、起訴される前に取調べの中で供述調書というのが作成されていて、それが法廷での証拠になっているということが時々ございます。それが証拠になっていると、必ず朗読して皆様にお聞かせするという事になっているのですけれども、もし、そういうのをお聞きになった方がいらっしゃって、それについて何か御感想があれば、教えていただきたいと、こういう御質問かなと思います。何かございますか。

【1番】

私の場合は、検察官が女性だったのですね。被害者の供述調書にいろいろ卑わいな言動が出ているのですが、その検察官はぴしゃっとやられて好感を持ちました。

【司会者】

あの事件では、確か女性も証人として呼んでいて、今おっしゃったのは、わいせつ行為の部分についてはあまり証言していただかないで調書でということですね。

犯罪行為の部分というのを御本人に語らせるというのが、御本人の心情とかをおもんばかると結構大変な部分もあるのかなというふうなところもあって、その部分については証言ではなくて供述調書という形で証拠調べをやったというお話のようでございますね。その前後の状況が恐らく争われていたのかなというふうに思っております、その部分を語っていただくために女性には来ていただいたという感じかなと思います。

他に何か、この供述調書の朗読関係について、何か御感想があればと思いますけれども、ほかにはあまり供述調書を聞いた記憶がないですかね。

【3番】

供述調書といいますか、あらかじめ法廷へ出る前に打合せといいますか、裁判官の方々のお話も聞きながら、皆さんは大体把握して、それから法廷に臨むような形になるのですね。ですから検察官とか弁護人、それぞれの立場のことをお話をされることは当然だなと思います。でも弁護人はどのように話をするかということが我々にとっては一番関心を持つわけですよ。ところが、検察官の言ったことに対して弁護人が、何とか無罪に持っていかうという、そういう位置付けといいますか、これはどうだなと、それを考えるところをまたどのようにそういう話を持ってくるか、書面を見ながらやっていくのですが、初めて見てやっているから、書面を見ながらそういったことを現に立ち会わせていただいて、ある程度こういう話が出るな、こういうことは出るなという話はやはり察して立ち会っておりました。

【司会者】

今の、こういう話が出るなというのはある程度察していたという部分は、検察官や弁護人のほうから例えば冒頭陳述とかで察するようになったという感じなのですかね。

【3番】

そうですね。

【司会者】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。何か他に御質問はありますか。

【太田検察官】

証拠の中で、特に密輸の事件ですと、被告人が依頼者との間でやり取りしたメールとかが出てくるのが事案によってはあるかと思うのですが、ものによっては、かなりの分量があったりということにどうしてもならざるを得ないのですけれども、その辺について、これを実際に見た後に、こんなに必要ないのではないのかとか、実際はもっと見たいという部分で、何か御意見とか御感想があれば是非お聞かせいただきたいと思いますのですけれども、よろしいでしょうか。

【司会者】

いかがでしょうか。主に薬物関係の事件かなという感じがしますがけれども、それ以外の事件でもメールが用いられている事件が他にもありそうですね。

【3番】

私は証拠の現物を見せてもらいました。この中に薬物が入っていたんだなということで、グラムでどのくらいといったって、我々には分かりませんが、こういう中に入っていて、持ってきたということは運んだ人も中身は違うのだよということをやはり知っていたのだろうというふうに、我々も感じることができるような、そういう場面もありました。ですから、現物を見せてもらって、なるほど確認できたということですね。

【司会者】

証拠物を直接見たのはよかったということですかね。

【3番】

そうですね。やはり見せてもらわないと内容は分からない。本人も運んでくるときには中身の確認をちゃんとして、やはりその中に薬物が入っていることはもう本人も承知だったのだなということを我々も察することができたのではないか。やはり現物を見るということも大事な事かなというふうに思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

他に、先ほど検察官のほうからメールについてどういう御感想を持たれたか、特に分量的なものなどについてもどういうふうに御感想をお持ちになっているかというあたりの御質問があったような感じがいたしますけれども、そこはどんな感じですかね。

【8番】

私の事件の場合は、これまで2回成功していて、3回目の密輸だった。その前2回については証拠がなくてそのままになってしまっているのですが、今回の

ものについてだけでなく、前2回の方も全部見せられたわけではあるのですけれども、全容が分かったという意味では、やはり見せて頂いてよかったのではないかなというふうに思います。

多分工夫されていたのだと思うのですけれども、全く飽きずにきちんと見ることができまして、全部見せることが無益だということではないと私は思います。

【司会者】

他にはいかがでしょうか。

メールのことでも結構でございますし、それ以外の図面や写真、供述調書、あとは証人尋問や被告人質問の関係で何かお気づきのことがありましたら、併せて御意見をお寄せいただければと思いますが、いかがでしょうか。

また、検察官のお二人から御質問をいただきましたけれども、もしよろしければ弁護士の方から御質問いただいても結構でございます。

【松田弁護士】

冒頭陳述については特に御意見はなかったということなのですけれども、今、裁判官がおっしゃった証拠調べですが、冒頭陳述の中でこういったことをこれから主張しますというふうに言ったはずなのですけれども、それと出てきた証拠との関係がはっきりしていたかどうか。ちょっと分からないところがあったというのであれば教えていただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【司会者】

検察官と弁護人が証拠調べの最初に冒頭陳述ということで、これから行われる証拠調べはこんな目的でこんなことをやりますよというアナウンスをされるわけですが、それと、その後に行われて皆さんが実際に見聞きされた証拠との関係がよく分かったという感じだったか、それともいまいち分からなかったなという感じだったかというあたりをどうも確認をしたいということのようでございます。

先ほど3番の方から、この後、行われる証拠調べというものの意味というのがある程度察しがついたというお話があって、それは冒頭陳述が功を奏していたからで

はないかという御指摘をいただいております、そういう御意見もあったわけですが、それと逆の御意見もあったら、ちょっと確認をさせていただきたいということでもありましょうし、また、他の皆さんも同じような感覚でいらっしゃるかどうかというところを確認させていただきたいということかなと思いますが、どんな感じでございますでしょうか。

【2番】

最初に裁判員に指名されたときに、最初のスタートの時点からそうだったのですけれども、あなたが選ばれましたといったところから、もう場所が移されて、次は何日に来てくださいというふうな形に話がどんどん進んでいったので、冒頭陳述を説明されているときの内容は、はっきり言って、そのときはほとんど頭に入っていませんでした。徐々に話を聞いて回を重ねて評議を重ねていくうちに、こういう事件に携わっていくのだなということに入っていたような気がするのですね。

初めて冒頭陳述と言われても、そのときは何を話したのかなと、はっきり言って、今、全く覚えていません。

でも、これからその事件に関わっていくのだなということのスタートとしてはよかったですのではないかなと思っています。

【司会者】

その事件に入っていくきっかけとして意味があったかなと。ただ、かなり舞い上がっているの、細かいところとかよく覚えていないところもあったかなと、そういう感じですかね。ありがとうございます。

【松田弁護士】

冒頭陳述の時点でもちろん分かっていたか必要があるかとは思いますが、裁判員の方々の心理状態等から見るとちょっと難しいかもしれないなというのを今、初めて知ったところです。要は裁判員の方にとっては冒頭陳述を聞くタイミングというのが、裁判員になったばかりで、そういう状態で聞く冒頭陳述というのをちょっと意識してやろうかと思っております。証拠調べの段階に入ったときに冒

冒頭陳述はどうだったかという振り返りタイムというのがあると思うのですが、その辺はやはり書面が一応あったほうがいいのかどうか、もちろん書面は大体みんな用意していると思うのですが、いかがでしょうか。

【司会者】

紙は大体出していただいているというふうに思うのですが、今のお話は最初の冒頭陳述のときに、先ほどレジユメを使って御説明があって、その説明はよかったのではないかと、こういう御指摘があったわけですが、そのレジユメが手元にあることによってそれから後も折に触れて見返すことができよかったですかと、そういう確認を求めておられるように思いますが、いかがでしょうかね。

【3番】

私の事件についてもある程度、資料といいますか、そういった形のものもあって、裁判官の方からまたそこでいろいろと知恵をくださったのですが、やはり我々素人が見ると検察側も弁護側のほうも全部専門家ですから、話し方にしても何にしてもべらべらなのです。やはり素人がやっているのと違って専門家がやっているのだなということで我々も聞いていますので、これはやはりそのとおりだねというような感じしか受けとめないですね。

【須藤弁護士】

私のほうで質問したいのは、先ほどちょっとメモの話が5番の方から出ましたけれども、冒頭陳述についてのメモについてちょっとお聞きしたいです。私は弁護人をやるときは冒頭陳述にしろ弁論にしろ、本当に書きたいことの10分の1ぐらいにした最低限のものにして、できるだけお話を聞いてもらうために、ポイントしか書かずにお話をするという形にしているのです。

ただ、裁判員の方の中にはメモを凝視されて、こちらを全く見てくれない方もいるし、私のほうをずっと見てうんうんとうなずいてくれる方もいるのですが、ああいうときは手持ち無沙汰だから、メモにある程度詳しく書いてもらって後で見直したいのか、それとも、その場その場での話を聞きたいというのが本音なのかと

いうところで、それぞれの弁護人でやり方が違ったと思いますけれども、そういったメモの分量と話し方とかそういったところで何か気付いた点とか、もう少しここを改善してくれれば弁護人の話とかも分かりやすかったのになというところがあれば、教えていただきたいなと思います。

【5番】

今、メモのお話を弁護士がされておられましたけれども、メモの分量が多くても多分読み切れないと思うのですね。ですから、弁護人としてはこうだからこの人は無罪なのですというのを一つ強調していただいた方がいいと思います。

私が務めさせていただいたのは、この人は無罪ですというかなり無理な論法で、多分被告人の方が私は何も悪いことをやっていないので無罪ですと言うから、国選弁護人の方も無罪ですということで、かなりこじつけが多かったような内容でした。法廷というのはテレビの静止画面で裁判長とかが映っている法廷か、もしくはドラマで言い争っているような、普通の裁判とは違うドラマチックなところしか、素人は見ていない部分もありますので、メモに関してはある程度要約したものをお持ちいただいてお話しいただいたほうが、素人には、いろいろ書いてあって、こうでこうでというふうにずらっと書いてあるのだと、どれがポイントなのかが分からなくなる部分もあるので、そこに関してはある程度、今、弁護士がおっしゃったような内容で、10分の1とおっしゃっていましたが、5分の1でもいいのですけれども、それぐらいにさせていただいたほうが、要するに強調するところを強調していただいて、あとはこういうことがあるのですよというようなことをおっしゃっていただいたほうが、裁判員にとってはより分かりやすいのではないかなというふうに思います。

【8番】

やり方はいろいろあると思うのですね。総論と各論みたいな形で、言いたいのはこれですということを例えばA4半分ぐらいでまとめた上で、それを詳細に、どうしてなのかというようなことをたくさん書いて、細かくそれを見切れるかどうかは

ともかくとして、主張として全部入れていただくというのは一つの方法なのかもしれないとは思いますが。ただ、結局、裁判の資料を家に持ち帰ることはできないということから、なかなか限られた時間で見るとは難しいのですけれども、全部書いてあったほうが後でメモしなくてもいいよということもありますので、その辺はバランスなのだと思います。

【1番】

私の場合は、メモが非常に分かりやすかったですね。だから、本当に簡単な1枚のA4でポイントだけ書いてもらえば、ぱっぱとこうですよと、あとは弁護人が説明されて、だから、みんなそちらを向きました。検事さんのほうも非常に分かりやすくメモを出していただきました。だから、検事さんと弁護人が話しているのを下を見ずにみんな聞いていましたね。だから、非常によかったと思います。

【2番】

私も一応メモは恐らくあったのだと思うのですけれども、そのときに携わった弁護人の方がものすごく素晴らしい方で、見入っていましたね。本当にドラマを見るようでした。検察官の方もいたのですけれども、その人も結構やられていたみたいなの、何を言っているのか反対に分からないような感じで、とにかくあの弁護人の方が素晴らしくて、ちょっと見る観点が違うかもしれませんが、私のときには言葉だけで十分伝わりました。

なので、後々振り返るときに確認する程度のものが、こちら側としてはあればいいのかなと思います。

【司会者】

ここまででかなり審理についての御感想は大分頂いたかなというふうに思っておりますけれども、何か付け加えておっしゃっておきたいというようなことがもしありましたら、どなたからでも結構でございますので、おっしゃっていただければと思います。

特にこの冒頭陳述がどうだとかとピンポイントで御説明いただかなくても、審理

の流れ全体を通じてお感じになったことを御説明いただくことで全然結構でございますので、何がしか覚えておられることを、あるいは御意見をおっしゃっていただくと有り難いなと思っております。

あるいは、ここまでのところで検察官や弁護士のほうから、重ねて聞いておきたいというようなところがもしあれば、出していただければと思いますが、よろしいですかね。

それでは、その後のことにも関係するのですけれども、事件の審理全体を通じて、皆様方が関わられた事件の争点というのがあったかと思うのですけれども、そこについて考えざるを得なかったと思うのですけれども、それが難しいというふうにお感じになったかどうか。難しくなければ結構なのですけれども、難しかったとすれば、この辺がひょっとしたら原因かもしれないと思われるようなことが、おありの方がいらっしゃれば、おっしゃっていただけると我々にとっては今後の参考になるかなと思っているところでございます。

それぞれの方の争点というのがまちまちなものですから、皆さんに多分共通して問題になるというのは、恐らく量刑と、先ほどどなたかからお話があった、被告人の刑を決めるという部分は共通しているかなと思うのですけれども、それ以外でも争点があったという方については、御自分が経験したところの感想をおっしゃっていただければ、それで結構でございますけれども、いかがでございましょうか。

【1番】

私の場合の争点はやはり共同正犯ですね。これは非常に難しかったですね。要するに一方は手助けしたのだと。自分は幫助だけだと主張したのですね。果たしてこれが共同正犯になるかどうかというのを非常に論議いたしました。しかし、やはり最終的には裁判官も入れて評議いたしまして、非常に難しかったですね。

【司会者】

1番の方が関わられたこの事件では、今おっしゃったように二人組の事件で、一方の方が自分は手助けをただけで、一緒になってやったわけではないと、こうい

う主張だったのですね。それが一つと、もう一つは、もう一方の方は自分はそもそも犯罪行為をやっていないと、そういうこともおっしゃっていましたね。その点は難しかったですか。

【1番】

それはすんなり行きました。共同正犯のほうが量刑もあるので難しかったです。やはり被告人にしてみれば、幫助のほうが刑が低いですから、そちらに持っていきたかったので、弁護人もそういうふうには追及されていましたが、最終的には共同正犯という結論になりました。

【司会者】

こういうところが工夫してもらえると、もう少しやりやすかったのではないかと思うというところはございますか。

【1番】

それはちょっと、思いつきません。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

2番の方は確か覚せい剤の営利目的、やはりこちらも二人組の事件だったかと思うのですが、そのうちのお一人の方が営利目的だということで起訴されていたのだけれども、それはないという御主張をされていたのですね。

【2番】

一人の方は営利を目的で覚せい剤を密輸したという形で、もう一人の方は、一緒にスーツケースの中に詰め込まれた麻薬を持ち込むよう脅されて一緒に同行してこられた女性だったのですね。それについては、当人は私は無理やり言われて来たただけだというふうな証言をされていたのですね。それについては、やはり先ほども言ったように、私ども素人については刑を何年に処するのか、あるいは罰金をとるのかといったようなことはちょっと判断し難いところでしたので、裁判官に今までの資料を紹介していただいて、これくらいでしたら何年くらいといったようなグラフ

を見せていただいて、それをプロの皆さんと一緒に話し合いました。

【司会者】

営利の目的があるというふうに検察官が主張していたわけですがけれども、2番の方が関わられた事件の判決では、その女性の被告人のほうは営利の目的ではないということに判決ではされたかと思うのですね。そここのところの議論というのは、結構難しかったかどうかというところはどうですか。

【2番】

そうですね。日本の治安とやはり環境が違う。

脅されていたというところをどこまで信じるか、信じないかというのもあったり、あるいは通訳さんの言葉を介していろいろ話は聞くのですけれども、どこまでが正しいのか、正しくないのかという判断しがたいところもあったりして、やはりそのあたりが人によって、うそなのか本当なのかというのが判断できないところでもありましたね。

【司会者】

そうすると、何が真実なのかというところの見極めが結構難しかったという感じなのですかね。

【2番】

はい。

【司会者】

3番、4番、5番、そして8番の方が、覚せい剤を持ってきたかどうかというところの認識というか、覚せい剤を持ってくるつもりはなかったというところが、恐らく被告人のほうの言い分になっていて、逆に検察官のほうは覚せい剤かもしれないと思っていたはずだと、多分そこが争点になっていたかというふうに思うのですけれども、その判断が難しかったか、あるいはどうすればもうちょっとやりやすかったかというあたりについては、いかがでしょうか。

先ほど3番の方が証拠物を実際に見て、結構よく分かったというお話があったか

など思うところですが、何かほかに付け加えてお話しいただけるようなところがあつたりしたらと思います。

【3番】

露店で買って、そして外国を経由して日本に入ったという言い分なのですけれども、だから、買った時点では分からなくても、後で、レコーダーですから音が出るか試さなかったのか、そういった点もやはり一つの疑問点になると思うのですね。そういったような検察官の方からの話もあつたのですけれども、弁護側の方としては、それを分からずにそのまま持ち込んでしまったと、そういう話でした。

【司会者】

いかがでしょうか。他の方はいかがですかね。この争点について考えるところが難しかったかどうかというのはありますか。

【8番】

先ほどちらっと申し上げましたけれども、高齢の外国人男性がどうも迷惑メールを受け取つたということなんですね。どうも国籍不明の人に、もうけ話があるというふうを持ちかけられて、紙幣を洗浄するオイルみたいなものをこっそり運んでくればお金を上げますよというようなことでだまされて、運んだという、彼としてはやはりもうけ話に乗っかろうとしたという後ろめたさもあつたらうし、そのオイルというものが完全に合法的なものなのかどうかの確証もなかつたというのは確かにしろ、違法薬物であつたかどうかというのは、彼を含めて誰も分からなかつたということだと思ひます。

その中でどうしても認定をしなければいけないというのは確かなので、非常に悩みました。証拠も、彼の内心である以上、誰も分からないわけですね。彼は認知力の低下はもちろんあつたと思うので、彼の今後のことを考えると、どうしてあげたらいいのかなということもそうですし、平等性を考えればやはり量刑はしっかり6年6か月で出しましたけれども、実際にグラフを出していただいて、大体これぐらいの相場ですよというようなことだったのですけれども、高齢の人に出す刑として

それが相場なのかというのもちょっと分からなかったのです。

それから、千葉県は成田があるので覚せい剤は非常に多いのだと思うのですが、営利目的の覚せい剤密輸がどうしても最高刑が無期だからということで裁判員裁判になっているのだと思うのですが、本当にこれは裁判員裁判になじむものなのかしらというところがちょっと問題だと思うのですよ。

人を傷つけた、例えば強盗であるとか強姦であるとか殺人であるとか、そういういわゆる凶悪犯というようなものはもちろん裁判員裁判になじむのだと思うのですが、刑の重い、軽いをもって裁判員裁判ですよというふうに画一的にしてしまうというのもどうなのだろうかとちょっと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。評議をやっていく上で、難しいなというふうに思われたようなところがなかったか、あるいはどうすればもうちょっとよかったかというところについて御感想があれば伺えるとありがたいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

【4番】

私たちがやっていく中で、常識という言葉が何回も出てきたのですね。その常識についてはやはりそれぞれが違っていたというところで、それは何回も時間をかけて同じことについて考え直すということがとても多く時間を割いていただけたところで、その事実をもって背景を考えるというのが、本当にそれぞれ違うのだということが分かりました。

それでもってこの事実から導き出される答えはというところで、量刑の話が出たのですが、みんながそれぞれ本当にその常識という言葉で片付けてはいけなないと、常識を説明するのがいかに難しいかということがよく分かりました。

【須藤弁護士】

先ほどから評議のことで、量刑を考える上ですごく難しかったという御意見が出

ていたのですけれども、私からお聞きしたいのは、弁護側からの求刑についてちょっとお聞きしたいというふうに思っています。

どういうことかという、弁護側は検察側と違って求刑する、何年にしてくださいというふうに言うというのは基本的には義務は課されていないので、するかどうかというところをまず悩むわけです。それで、するとしても、どれくらいの求刑を言えばいいのかというところで悩むところはあるのです。弁護側の求刑が最低限だと、そこと検察側の求刑の間で決められてしまうのではないかとということもありますので、そこが若干心配で弁護側が求刑を決めるときはかなりセンシティブになっている面があります。

皆さんにお聞きしたいのは、弁護側の求刑というのがあったほうが裁判員の方たちにとってみたらいいのかどうか。あとは、弁護側の求刑が妥当だったのか、もしくはこれは被告人に言わされているのだろうなというふうな印象を受けたのかと、そういう忌憚ない意見を頂きたいなと思います。

【司会者】

1番の方と2番の方は弁護人が多分求刑をされているのではないかと思います。お二人いる被告人のうち一方の弁護人が、この被告人についてはこれぐらいが相当ですという意見をおっしゃっているかと思うのです。

そういうのがあったほうがよろしいですかと、そういうことかなと思いますが、いかがでしょうか。

【1番】

私の事件では、検察官と弁護人の求刑は大分離れているのですね。だから、その辺をもうちょっと弁護人は検察官に近付けたような求刑も必要ではないかと思うのですね。

【2番】

一番最初からお話ししたとおり、私などには求刑何年といったことは全く目安になるものがないので、そういうふうに言っていたほうが目安になって、私は

よかったなと思っています。

それよりも軽かった、重かったという判断は皆さんと評議しながら決めていくわけなのですが、何も無いよりは、何か基準になるものがある方がいいと思います。

【司会者】

6番と7番の方の事件でも、弁護士が検察官とは別に刑についての意見をおっしゃっているようなのです。何かその辺で、弁護士が意見を言わないのと比較してどうだという御意見は多分難しいかなというふうに思うのですが、検察官の求刑だけではなくて弁護人の刑についての意見もあったので、自分の意見をつくりやすかったとか、あるいはかえって混乱したとか、何かそういったような感じの御意見がありましたらちょっと教えていただけると参考になるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【7番】

私はあったほうが良いと思います。

麻薬の密輸ということだったので、裁判官の方がグラフとかで出していただいて、一般的にはこのぐらいですと。あと、外国の方だったので、その国では確か死刑か無期懲役かだったと思うのですが、そういった一般的なことはそうなのだと思います。それを基に最終的には皆さん懲役何年ということを出したのです。やはりいろいろなことを考えて、弁護人の方も意見を述べられていたと思うので、弁護人の方からもそういうふうに出していただいたほうが良いと思います。

【6番】

同じような意見かもしれないのですが、自分も出していただいたほうが、情状酌量をした場合の目安として分かるのでいいかなと思います。

あとは、量刑の話合いをするときによかったなというのをちょっと思い出したところだと、大体何年から何年という枠の中で、この罪であればそうなりますという

のを示していただくときに、確かグラフのところから外れるケースも結構紹介してくださっていて、それよりも大分軽い場合はこういったことでしたとか、重い場合はこうでしたということがあったので、それはすごく個人的には参考になった印象があったのでよかったです。

というのも、自分のケースの方は初犯で結構キャラクターとか内容を考えると、あまり2回目は、やらなさそうだったり、貧困の方ということもあって、いろいろ背景的にもかわいそうだということもあったのですけれども、結構価値観として各自あって、それはちょっと話し合うときは難しかったのですけれども、グラフだったりとか、その外れるケースの情報というのは参考になりました。

【司会者】

他に何か量刑についてでも結構ですし、事実認定の関係でも結構ですけれども、何か判断する上で難しかったなというようなところがありましたらおっしゃっていただけると参考になります。

【3番】

私たちが担当したのは、結局、被害者は別に分からないし、加害者でもないただの被告人ということですから、別にこの刑をどのぐらいにするかという判定というのは我々には難しいと思います。やはりお互いにけんかならけんかをして、加害者があって被害者があったら、こっちは四分六とか、七三とかというふうに分かれるあれもあると思いますけれども、やはりこれはある程度の何回か裁判をやっているその中で、一つの決まりみたいのがあると思うのですよ。そういった被害者、加害者の立場が分かるときには、やはりそれに相応した刑の持ち方というようなものはあると思いますので、弁護人の方で出すのも、時と場合、また刑について考えていただければというふうに思います。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、あらかじめお配りしている話題事項ですと、その他ということで、仕

事や家事とか御家庭のこととか、いろいろ御調整をしていただいたりして、裁判員をお務めいただく、あるいは補充裁判員をお務めいただく中で、いろいろな御負担があったかなというふうに思っております。そういったあたりで何か御意見とか御感想などがありましたら、私どもが今後、裁判員、補充裁判員の方にいろいろなお願い事をしていく中で大変参考になるかなというふうに思っております、それでこのような話題事項を設けさせていただいているところなのですけれども、ここについてもし御意見、御感想がありましたらちょっとお聞かせ願えればというふうに思っているのですが、いかがでございましょうか。

【6番】

負担というか、郵送を頂くときに、返信期限が意外とそんなに長なくて、ちょっとぎりぎりだったので、少し長めに返信期限を設けていただけるとありがたいです。

【司会者】

ありがとうございます。

何か御提案などを頂けると有り難いなというふうに思いますが、いかがですかね。お仕事の関係、御家庭の関係とか、あるいはそのほかのことでも何かありますか。

【1番】

実は私の会社ですが、3人裁判員に受かったのですね。非常に珍しいので、絶対来たら断るなよと言われてまして、うちの会社もこういうのは国のためだから行ってこいということで、行かせてもらいまして、非常に珍しかったですね。だから、私はあまり行きたくなかったのですが、上から、絶対行けよ、勉強になるからと言われてまして、それで参加させて頂きまして、非常にありがとうございました。

【7番】

ちょうどこれに出たときに、子供が1歳で育児休暇中だったのですね。保育園を千葉市のところに用意してはいただいたのですけれども、違う市からこちらに来たので、これをやりに来る前にその保育園に手続きしたりとか、あとやはり園もい

ろいろ指定があったりしたので、できればそういう世代の方の参加とかをもし促すようであれば、もうちょっと近場の保育園の補助だったりとか、いろいろとやっていただけると今後助かります。

【8番】

私も候補になったのが二人目で、実際裁判員をやったのは自分が初めてでしたけれども、職場も非常に柔軟に対応してくれたということが一つと、あと、実は就職した後、また大学院に行っているのですが、本当は辞退もできたはずではあるのですけれども、それでもやはりやってよかったなという感想ではあります。

ただ、仕事を休むデメリットもないわけではないので、手当てを厚くしろみたいなことは言いませんけれども、もうちょっとあってもいいのではと思います。

あと、車で来られるといいかなというのは確かにあって、実際には来て問題はなかったのですけれども、例えばせっかく隣にありますから県庁の駐車場を使いますみたいな融通が利いてもよかったのかなと思います。

【5番】

確か北九州で裁判員が脅されたということもあるので、やはり裁判員のセキュリティの問題と、裁判員制度というのは、当社の場合は裁判員制度に伴って就業規則が改定されたので、いわゆる公休扱いになって、総務の人間というのは比較的そういうのは知っているのですけれども、幅広い人たちに裁判員制度というものは、この間の報道ですと、あなたを知っているのですよみたいなことを言われて脅されたということになりますと、仮に裁判員制度のあなたは候補者になりましたと言った時点で、拒否されてしまう、そういうおっかないことはやりたくないというダメージというか、そういうことが起こり得ると思いますので、費用とかの問題も当然あると思うのですけれども、例えば新聞広告とかそういったところで、確か裁判所の広報誌の中ではやってよかったという人が7割以上だというアンケートの円グラフみたいのが出てきたりとか、そういうのがあったと思うのですけれども、そういうのを広く、セクションが違うので何とも言えないのですけれども、例えば「県民だ

より」とかそういう広報紙を使って、もう少し広く裁判員制度は、ある一定のその小倉の報道だけで裁判員になるとそういう危険が伴うのかなというイメージがついてしまうので、裁判員制度は決してそういうことではないのですよと、やってみてよかったという人がほとんどですと広報してもよいのではないかと思います。

あと、裁判所というのは、何かしでかさない限り招集されないと、そういうイメージを皆さんはお持ちになられていると思うので、やはりそういったのももう少し裁判員制度についての御案内ですと多分書いてあったと思うのですけれども、もう少し砕けた封筒を使っていただくといいと思います。

特に繰り返しますけれども、北九州で起こったようなことがあつたりすると、やはり裁判員制度のマイナスイメージというのがどうしても出てしまうので、是非ともその辺は、どういう手段、メディアを使ってというのは、それは先ほど申し上げたとおり費用の問題もあるし、費用対効果で選ばなくてはいけないものもあると思いますので、もう少し裁判員制度というのはそういうものではないのですよ、勉強しなくても大丈夫だし、広く一般市民の意見を取り入れる、そういう制度なのですよというようなことを、良いイメージを広告としてお出しいただくというのは、裁判所の広報誌だけではなくて、裁判所の広報誌というのは限られた人しか多分見ないと思うので、ほぼ全員に行き渡るような広報を通じてアナウンスしていただくで大変いいのかなというふうに感じました。

【8番】

質問なのですけれども、来る郵便は全部普通郵便でしたか。

【司会者】

違いますね。

郵便は特別送達です。

【8番】

裁判所から特別送達が来ると非常に一瞬寒くなってですね。

【司会者】

それでないと、それこそセキュリティの問題があつて、取られてしまつたりとか、いろいろあつたりするので、やはりそういう特殊な郵送方法を採らざるを得ないという事情があつて、必ず御本人、あるいは御本人に必ず渡る方にお渡ししないといけないという事情があります。

ただ、具体的なやり方についての御意見の趣旨は私よく分かりますので、今後いろいろと考えていきたいなというふうに思います。

【3番】

私は今年になってこの部屋へ来させていただいたのが今日で2回目なのです。と、いいますのは、今日はこういった話ですけれども、2箇月ぐらい前でしたか、遺言書の書き方についてこちらで説明会がありまして、私は聞かせてもらいに来たことがあります。

裁判所というと、人を裁くところですので、やはりこれはあまりいいイメージはないというふうに感じてはいました。だけれども、そういう形で何回か来たりしていると、やはり裁判所といつてもそうでもないのだなという感じもあります。

そして、私も裁判員になって、裁判長さん、裁判官の方が非常によくしてくださつて、非常に皆さんおとなしくて、それでよく教えてくれたり何かしてくれて、やはり皆さんみたいな頭のいい人というのは、人を裁くような人はやはりこういうふうに人のいい形でいるのかなと思ひました。我々みたいのはすぐ感情に走つたり何かするような場合が多いのですけれども、なかなかそういったところでやはり裁判所へ来てみて、人への当たりが非常にいいような感情を持たせていただきました。そういったことで、やはり裁判所というのは今でも見直されるような、私たちから見ると裁判長というのは、やはり皆さん、そこにいる方々自体がやはりそういう形であるのだから、悪いところではないのだよ、怖いところではないよというようなイメージをだんだんと持ってきております。

そういうことで、やはり裁判所は、封筒を見れば、どうかなと思ひますけれども、やはりこれは裁判所ですから、印は付けなければいけないと思うのですね。やはり

それがあって裁判所なのです。ですから、中身は皆さん、いい人ばかりがいるところだよという形で、昔は裁判とか調停だったりあまりいいところではないと思って、そういうイメージがあったのですけれども、やはりそういった方の遺言書の説明会とか、また何かそういったときには、また私も参加をさせていただきたいなというふうに思っております。

刑務所でも年に1回、そこで作られた物を販売します。展示会があって、その中でもってまたいろいろなイベントがありますので、毎年見させてもらったりして行くのですけれども、刑務所というと囲いも大きな囲いでもって入れない、何か怖いようなところですが、別に周りは住宅ですので、そんなに怖いところではないのだよというふうに感じは持っています。やはりああいうところから出所した人に対しての皆さんのお付き合いがもっと冷たくしないで、もっといいお付き合いをしていけば、やはり人はみんな更生されるのだよという話も聞きますので、私もそういうものがだんだんと薄れてきているなという感じもありますので、一つまたイベントなり何なりがあったら、遺言書だけではなくて他の勉強会みたいなことでも裁判所に関係のあるような、そういった人生に対していろいろなことがあれば教えてもらえるような、そういう機会を作って、もっとこういうところに人を集めてもらえれば、またそういうおかしなこともないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

それでは、ちょうどお時間になりましたので、そろそろお開きにしようかと思えます。拙い司会で申し訳ございませんでしたけれども、貴重な御意見をいろいろとありがとうございました。今後に生かしていきたいなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

(別紙第2)

話題事項

1 裁判員を務められた全般的な感想

どのような事件で裁判員を務められたかを御紹介いただきながら、裁判員を務められた全般的な感想をお話してください。

2 審理についての感想

(1) 次のア～オの検察官や弁護人の活動はわかりやすいものでしたか。

ア 冒頭陳述（検察官・弁護人の事件のあらましなどの説明）

イ 証拠書類・証拠物の取調べ（説明）

（ア） 写真や図面

（イ） メール

（ウ） 供述調書（朗読）

（エ） その他

ウ 証人尋問

エ 被告人質問

オ 論告・弁論（検察官・弁護人の最終意見）

(2) 事件の審理全体を通じて、事件の争点について考えることは難しくなかったでしょうか。難しかったとすれば、その原因は何でしょうか。

3 その他

仕事や家事等との調整など、裁判員を務められた負担について、御意見や御感想があればお聞かせ下さい。